

## 「がん治療連携指導料」届出に関する留意事項

### 【がん治療連携指導料について】

昨年度の診療報酬改定に伴い、がん治療の分野において、がん診療拠点病院等と退院後の定期的な診察や検査などを担う地域医療機関に対し、拠点病院等に患者の診療に関する情報提供をした際に、月1回に限り「がん治療連携指導料」が算定できることとなりました。（詳しくは別添1参照）

つきましては、関東信越厚生局への施設基準の届出が必要となりますので、6月4日付埼玉地I第758-1号「がん治療連携調査について」において調査させていただきました内容に基づき、下記のことに留意いただき、関東信越厚生局あて、届出を行っていただければと存じます。

### 【届出について】

#### 1. 届出書類提出先並びに問合せ先

関東信越厚生局指導監査課 あて

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル8階

電話 048-612-7508

場所 同封地図参照

※届出につきましては、FAXでは受け付けいたしませんので、**郵送または、直接持参**していただくこととなります。

#### 2. 提出する書類

必要書類は全て同封しておりますので、必要事項をご記入のうえ、届出を行ってください。届出に際しては、必ず全ての書類を正副2セット作成（コピーで対応）のうえ、2セットとも提出することとなりますのでご注意ください。

(1)特掲診療料の施設基準等に係る届出書（別添2）〈記載例を同封しております〉

(2)がん治療連携指導料の施設基準に係る届出書添付書類（様式13の3）

〈記載例を同封しております〉

(3)各病院における各がん（大腸・胃・肝・乳・肺）の地域診療連携計画書（以下計画書）

●6月4日付けで調査いたしました際に○を付けたもの全ての計画書（各2セット）を添付いただくようお願いいたします。

●がんセンター等共通計画書使用のところは、1種類（2セット）で結構です。

●済生会川口総合病院の肺がんにつきましては、準備不足で実施できない状況ということですので、今回の届出からは外していただくようお願いいたします。

●参考までに各拠点病院、指定病院の使用する計画書の一覧（別添3）を添付いたします。

別添3中、①となっているものは、がんセンター等共通計画書を使用し、②となっているものについては、各病院独自で作成した計画書を使用することとなります。①②併用となるものは、2種類（2セット）添付ください。

#### 3. 提出期間

今回、8月1日から診療報酬が算定できるスケジュールとして、各計画策定病院にも前回の調査集計結果を情報提供し、7月末日までに厚生局へ届け出ることとなっているため、各医療機関につきましても、必ず7月末日（郵送の場合は厚生局で受理印を押した日となるため、遅くとも7月29日までに投函願います）までに関東信越厚生局への届出を完了いただきますよう、お願いいたします。

※届出様式、各病院の連携計画書等は本会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。